確　　　約　　　書

　　　年　　月　　日

津市上下水道事業管理者

住　所

 申請者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

物件設置（区域外流入）の許可申請をするに当たり、下記のとおり確約します。

記

１　　下水道使用料は、使用開始日より納付します。

２　　受益者負担金（分担金）は、賦課対象区域となった時点で納付します。

３　　受益者負担金（分担金）の賦課後において、全納期到来前に当該土地を第三者に譲渡する場合は、直ちに市に連絡のうえ、１及び２について第三者に申し送ります。

* 申請者の欄については申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を、自

　署する場合は、押印を省略することができます。